

ップランナー基準の適用により自動車のエネルギー消費効率向上を図ることに加え、平成15年度よりアイドリングストップ対策を新設し、アイドリングストップ機能を搭載した自動車の導入支援等を実施している。民生部門に関しては、住宅・建築物に関し、高効率エネルギー・システムの導入助成を拡充するほか、特に、民生家庭部門における省エネルギー対策を抜本的に進めるべく、高効率給湯器の導入支援策の拡充を図った。加えて、ESCO事業の推進、エネルギー多消費機器に関する性能表示の充実等の施策の拡充を図った。

(2) 新エネルギー対策の推進

平成17年4月28日に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、太陽光や風力、バイオマス等を活用した新エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー自給率の向上に資することから、その導入を促進することとされている。また、総合資源エネルギー調査会需給部会において設定された2010年度の新エネルギー導入目標1,910万kIの達成に向けて、低コスト化、高効率化のための技術開発や初期需要創出のための導入補助、平成15年4月に施行した電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)の運用により、新エネルギーの導入を促進している。

(3) 環境負荷の少ない天然ガスシフトの推進

天然ガスはCO₂排出量が少なく、またSO_x排出が無いなど、環境負荷の小さな主要化石燃料である。天然ガス需要拡大等を強力に推進するために、技術開発や実証試験、導入支援事業を実施している。

(4) 原子力利用の着実な推進

- ① 現在稼働中の53基に加え、建設中の3基を2010年時点で着実に稼働するよう、事業者の取組をフォロー・アップしている。平成17年度供給計画によると、この3基(泊3号:2009年12月、東通1号(東北):2005年12月、志賀2号:2006年3月にそれぞれ運転開始予定)については、2010年までの運転開始に向け順調に進捗している。
- ② 立地に要する期間が長期化し、投資回収期間が長期にわたるなどの原子力発電を取り巻く主要課題について、平成17年7月より総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会において、議論を開始した。
- ③ 平成17年5月に、再処理に要する将来費用を、電気事業者があらかじめ外部法人に積み立てることを義務づける、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律を制定(平成17年10月施行)とともに、平成17年度の税制改正により外部積立方式の「使用済燃料再処理準備金

制度」を創設した。

(5)革新的な環境・エネルギー技術開発の推進

- ① エネルギーの消費を抜本的に改善する革新的技術開発及び二酸化炭素を分離回収・固定化したり、有用物質に変換したりする技術開発を、総合的、効率的かつ加速的に推進している。また、CO₂固定化・有効利用技術分野では平成17年3月に技術戦略マップを策定した。
- ② 省エネルギー技術に関しては、平成16年度より、広範にわたる省エネルギー関連の技術開発プロジェクトを「省エネルギー技術開発プログラム」としてプログラム化し、従来以上に効率化かつ効果的に運営を図っている。
「新エネルギー技術開発プログラム」は、新エネルギー技術の開発、コスト削減及び利便性や性能の向上を図ることによって、我が国のエネルギー供給の安定化・効率化、地球温暖化問題(CO₂)・地球環境問題(NO_x、PM等)の解決、新規産業・雇用の創出、水素エネルギー社会の実現等を図ることを目的としており、新エネルギー技術の低コスト化、性能向上等を図るため、重要な開発課題に関する技術開発等を実施している。
- ③ 石炭は、資源埋蔵量が豊富で地域偏在性が少ないとといった利点があるが、燃焼に伴い多くのCO₂が発生するため、CO₂排出削減技術など環境調和的かつ高効率な石炭利用技術、いわゆるクリーン・コール・テクノロジー(CCT)の開発・普及を推進している。現在、CO₂の排出量を大幅に削減させる高効率な石炭ガス化技術の開発等の環境調和的な施策を展開している。CCT の開発・普及はエネルギー基本計画(平成15年10月閣議決定)に対応するものであり、平成17年3月の総合資源エネルギー調査会需給部会答申においても提言されている。

(6)代替フロン等3ガス対策の推進

産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会において、産業界が策定した自主行動計画(8分野22団体において策定)のフォローアップを実施(毎年)している。また、ノンフロン型省エネ冷凍空調システムの開発やSF₆を用いないマグネシウム鋳造技術の開発、フロン代替物質の大量製造のための基盤技術の確立やフロン類の大量破壊技術の確立等の取組を実施している。さらに、平成14年4月にはフロン回収破壊法を施行した。

(7)京都メカニズムの推進

- ① 京都メカニズム活用の参加資格であり、京都議定書上の排出量の管理・移転等を行う国別登録簿の開発を経済産業省と環境省で実施している。平成17年2月16日、国別登録簿利用規程を経済産業大臣及び環境大臣の定める告示として規定、

国別登録簿の運用を開始した。

- ② クリーン開発メカニズム(CDM)／共同実施につながる事業についての調査や途上国等におけるエネルギー有効利用技術の導入を主眼とした実現可能性調査(FS)等を実施している。
- ③ 平成13年11月の気候変動枠組条約第7回締約国会合(COP7)における京都メカニズム実施のための具体的ルールについての合意を受け、経済産業省内に、CDM等の京都メカニズムに関する相談窓口として、「京都メカニズムヘルプデスク室」を平成13年11月19日に設置した。

2. 循環型経済社会の構築

(1) 循環型社会構築に向けた環境整備

これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動を続けてきた我が国においては、昨今、廃棄物の最終処分場の逼迫や将来的な資源の枯渇などが懸念されている。これらの環境制約、資源制約を克服し、環境保全と経済が両立する循環型経済社会を構築するため、資源有効利用促進法(平成12年4月施行)、容器包装リサイクル法(平成12年4月完全施行)、家電リサイクル法(平成13年4月完全施行)、自動車リサイクル法(平成17年1月本格施行)等を制定してきた。また、法制度面以外ではリサイクルガイドラインの見直しや廃棄物・リサイクルガバナンスの推進、3R対策の促進に資する技術開発、エコタウン事業等の取組も実施している。

(2) 循環ビジネスの振興に向けた取組

中小企業等の経営層、管理者層及び実務者層を対象に、循環ビジネスの理解促進を図るために、平成15年度より循環ビジネスの実践に必要な廃棄物・リサイクル関連法規や環境適合製品等に関する研修を全国的に行っている。更に平成16年度より、循環ビジネスの実践について、企業の具体的なニーズに合わせた、きめ細やかな助言を行うためのアドバイザー派遣を実施している。

また、3Rに関連する設備の導入促進にあたり、一定の要件を満たすものについて、日本政策投資銀行等の金融機関からの低利融資や設備の特別償却、固定資産税の軽減措置を実施している。更に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和61年施行。平成18年5月までに廃止予定。)に基づく補助金や融資、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年施行)に基づく利子補給や債務保証を実施している。

(3) 国際的な資源循環システムの構築

平成16年度に、産業構造審議会の国際資源循環ワーキンググループにおいて報告書「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」をとりまとめ、国際資源循環に係る今後の総合的な施策展開の方向性として、①グリーン・エイド・プラン(GAP)等を活用したアジア各国との二国間の政策対話の実施、②各国ルールや廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化、③アジア各国における循環型経済社会構築に向けた制度構築支援等の技術協力・人材育成や国際協力銀行の投資金融等の積極的活用、④アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けたトレーサビリティ確保や静脉物流システムの構築、について整理を行った。

3. 環境負荷物質対策

(1) 化学物質の安全性に関する事前審査等の着実な推進

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)を平成15年5月に改正(平成16年4月施行)した。この法律に基づき、化学物質による環境汚染の防止を目的として、我が国において製造・輸入される新規化学物質の事前審査を行うとともに、長期毒性を有する化学物質等の製造・使用等に係る規制を実施している。また、化審法公布の時点で既に製造・輸入されていた既存の化学物質については、国が安全性点検を推進してきたが(分解性、蓄積性について2004年末まで1451物質の点検を実施)、平成17年度から新たに官民連携による安全性点検事業(Japanチャレンジプログラム)を開始するために必要な基盤的な調査を実施している。

更に、化学物質管理の効果を高め、かつ国際貿易等の支障とならないよう、化学物質管理政策の国際的な政策協調を進めるべく、OECD化学品プログラムへの積極的参加、ストックホルム条約(POPs条約)への対応、ロッテルダム条約(PIC条約)への対応等の取組を実施している。

(2) 化学物質のリスク等に関する科学的知見の充実

化学物質管理政策を推進するに当たり、我が国における審査・規制、自主管理、情報開示等の法的枠組を、科学的・国際的な動向と整合させつつ整備・運用するため、その基盤となる科学的知見の充実と方法論を確立するとともに、科学的知見に基づく化学物質の適正な利用を推進するべく、産業、行政、市民等関係者間において、化学物質に係るリスクコミュニケーションを推進している。具体的には、正確・迅速・低成本の有害性試験・データ手法の開発・普及やリスク評価手法の開発・普及、有害性情報・リスク評価のための知的基盤整備等の取組を実施している。

(3) 事業活動によって生じる環境負荷物質への対策

大気保全、水質保全、廃棄物処理等の課題に対して、産業界の取組の状況や社会全体で要するコストも踏まえた上で、関係省庁とともに最適な制度構築を目指しているところ。

大気保全対策として、大気汚染原因物質の低減のため、自動車 NOx・PM 法の改正(平成13年6月改正)、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)の制定(平成17年5月公布)、揮発性有機化合物(VOC)排出抑制に向けた大気汚染防止法の改正(平成16年6月改正)を実施した。特に、VOC 対策では、従来の排出規制だけではなく、産業界の自主的な取組も組み合わせて導入した。

水質保全対策としては、湖沼水質保全特別措置法の改正(平成17年6月改正)等により、規制が強化されていることから、技術開発、税財投により、産業界の汚水処理の取組を支援してきた。

廃棄物処理対策としては、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理を目指して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進等に関する特別措置法(PCB 特別措置法)が制定される(平成13年6月公布)等、規制の見直しがなされている。

4. 環境に配慮した事業活動による新たな価値創造

(1) 環境に配慮した事業活動の促進

地球環境問題、廃棄物問題等に対応して、環境に配慮した企業経営を促進するための基盤整備等を促進する施策として、環境に配慮した企業経営の促進や、環境に配慮した製品やサービス(エコプロダクト)市場の拡大を推進している。

(2) 環境ビジネスの創出支援

地域を中心とした資源循環型の社会形成を推進するため、地域の産業蓄積などを活かした大規模なりサイクル施設に対するハード支援と、草の根レベルでの意識を啓発する環境ビジネスへのソフト支援を実施している。

また、近年、業務部門のエネルギー消費量が増加傾向にある現状を踏まえ、平成14年度の省エネ法改正に加えてITを活用したBEMS(Building Energy Management System)の普及促進や、民間の企業活動に基づくESCO事業の積極的な活用を促進するため、金融上の助成措置等を行ってきた。

さらに、ESCO事業について公的部門での活用促進する上で、平成17年3月より経済産業省総合庁舎において、国の施設として初めてESCO事業を実施している。

5. 環境分野における国際協力の推進

将来の持続可能な国際枠組みの構築に向けた取組として、平成15年7月に産業構造審議会において、中間とりまとめ「気候変動に関する将来の持続可能な枠組みの構築に向けた視点と行動」を公表した。中間とりまとめでは将来の持続可能な枠組みの構築に向けて、①技術を通じた解決の重視、②実効性・効率性・衡平性の同時達成、③経済と環境の両立の視点、④多元的参加と多様なコミットメントの4つを基本的方向として、複層的アプローチ及び主要排出国間の議論における先導が必要であることを提案している。

平成16年12月には同審議会で、中間とりまとめ「気候変動に関する将来の持続可能な枠組みについて」を公表した。中間とりまとめの基本的方向性は、途上国も含め幅広い主要排出国にとって参加のインセンティブが生じる枠組み、また、温室効果ガスの濃度の安定化に必要な長期かつ大幅な排出削減に向け、各国が努力する枠組みであること、実質的な排出削減につながる具体的な行動へのコミットメントを中心とし、①途上国における排出抑制・持続可能な開発への協力、②革新的技術の開発・普及、③国境を越えたセクター別原単位の向上を先進国と主要途上国はともに協力して取り組んでいくべきであることを提案している。

III 今後の施策の基本的方向

1. 地球温暖化対策

(1)省エネルギー対策の推進

京都議定書目標達成計画の着実な実施に向け、産業・民生・運輸各部門において省エネルギー対策を一層推進する。その際、平成18年4月に施行となる改正省エネ法を着実に実施し、各部門における高効率設備・機器の導入を促進する。また、産業・民生・運輸各部門において、今回の改正省エネ法により規制対象を拡大するとともに、高効率設備・機器の導入及び支援等を行う。

(2)新エネルギー対策の推進

今後は、一層の導入促進に向け、技術面でのブレークスルー、経済性の向上等の課題を克服し、新エネルギーが自立的な普及を図っていくことができるよう環境整備を更に行っていくことが必要であり、現状の取り組みに加え、バイオマス熱利用の促進策強化といった熱分野を中心とする追加対策を図ることとしている。

(3)環境負荷の少ない天然ガスシフトの推進

環境負荷の低減に向けて天然ガスの導入促進は、重要な役割を期待されている。しかし、産業・民生部門内のエネルギー消費構成では都市ガスの占める割合は、

8%(平成14年度)とまだまだその占める比率は小さい。さらに、二酸化炭素排出量(現状値:平成15年度・産業部門)は、対90年比0.3%増(478百万t増)と逆に増加している。京都議定書の目標達成に向け、天然ガスシフトの強化のためにも、事業の拡大をしていく。

(4)原子力利用の着実な推進

原子力発電は我が国の発電電力量の約1/3を占める主要なエネルギーであり、燃料の供給及び価格の安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない等の環境特性をもっており、地球温暖化対策の推進の上で極めて重要な位置を占めるものであり、今後も安全確保を大前提に、原子力発電の一層の活用を図るとともに、基幹電源として官民相協力して着実に推進する。その推進に当たっては、供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を一層改善する観点から、国内における核燃料サイクルの確立を国的基本的な考え方として着実に進めていく。

(5)革新的な環境・エネルギー技術開発の推進

- ① 引き続き、「地球温暖化防止新技術プログラム」による技術開発プロジェクトを推進するとともに、京都議定書目標達成計画の評価・見直しに対応してプログラムの中間評価を行う。技術戦略マップについても、適宜見直しを行う。
- ② 省エネルギー技術は、長期エネルギー需要見通しにおける省エネルギー効果量の実現に貢献するとともに、経団連環境自主行動計画に基づく措置やトップランナー方式による機器効率の改善等による省エネルギー効果を下支えする。また、中長期的には、長期エネルギー需給見通しにおける省エネルギー効果量の実現に貢献していく。
- ③ 新エネルギー技術は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化に資するほか、分散型エネルギーシステムとしてのメリットも期待できる貴重なエネルギーであるが、現時点では、出力の不安定性や高コスト等の課題を抱えている。従って、当面は補完的なエネルギーとして位置づけつつも、安全の確保に留意しつつ、コスト低減や系統安定化、性能向上等のための技術開発等について、産学官等関係者が協力して戦略的に取り組むことにより、長期的にはエネルギー源の一翼を担うことを目指す。
- ④ 石炭の環境調和的な利用技術である革新的なCCTの開発を行うとともに、我が国の優れたCCTをアジア諸国へ普及することにより、環境と経済の両立を目指す。

(6)代替フロン等3ガス対策の推進

産業界の計画的な取組の促進をはじめ、代替物質等の開発等、代替製品の利用の促進、法律に基づく冷媒として機器に充填されたHFC等の回収等を行っていく。

また、引き続き、関係業界等の協力を得て、IPCC ガイドライン及びベストプラクティスに沿った排出量推計に努める。

(7) 京都メカニズムの推進

京都議定書目標達成計画において、国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分については、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムの活用により対応することとされた。今後、我が国の京都議定書の約束を確実かつ費用効果的に達成するため、京都メカニズムを活用していくことが必要との認識の下、地球規模での温暖化対策や途上国の持続可能な発展へ貢献する観点から京都メカニズムを活用していくことが重要である。また、京都メカニズムを本格活用しクレジットを取得するため、具体的な仕組みを 2006 年からの実施を目指して早期に構築する。

2. 循環型経済社会の構築

(1) 循環型社会構築に向けた環境整備

① 資源有効利用促進法

必要に応じて対象製品の追加等により、製品全体の包括的なリデュース・リユース・リサイクルの推進を目指す。個別品目の対応としては、自動車用バッテリーのリサイクルシステム構築に向け、指定再資源化製品への指定について所要の措置を講じる。また、指定再利用促進製品について、家電・パソコン等の製品について製品に含有される物質の管理及び情報提供に係る制度を導入するなど製品3Rの高度化を図る。

② 容器包装リサイクル法

法律に定められている施行10年後の評価・検討の時期を迎えるため、平成16年8月より産業構造審議会容器包装リサイクルワーキンググループにおいて容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する議論を進めている。

③ 自動車リサイクル法

各事業者や一般自動車ユーザーに対して、より一層の本制度への理解を深めていただくため、引き続き理解普及に努める。また、法施行後の使用済自動車の流通実態等の把握に努めるとともに、電子マニフェストなどの実務取り回しの面でも、関係事業者からの要望等を踏まえつつ、引き続き改善に努めていく。

④ 家電リサイクル法

本制度が概ね定着してきている一方で、不法投棄について、ここ数年の引取等台数(引取台数及び不法投棄台数)に対する不法投棄台数の割合は概ね1~2%の同程度で推移しており、引き続き実態を注視していく。また、平成18年度は法律に定められている施行5年後の評価・検討の時期にあたるため、施行の状況につ

いて、評価・検討を行っていく予定。

⑤ 産業構造審議会廃棄物・リサイクルガイドライン

ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標の改定、環境配慮設計の推進・化学物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項の見直しを継続的に行っていく。また、平成17年度は、2年に一度のガイドラインの改定の年にあたっているため、業界団体と協力して改定に向けた取組を進めていく。

⑥ 廃棄物・リサイクルガバナンスの推進

事業者の依頼に応じた講演やパンフレットの配布を通じて、廃棄物・リサイクルガバナンスの概念の普及に努めていく。

⑦ 3R技術開発

3R対策を講じる必要性の高い製品等を中心に、また、最終処分量の削減や資源有効利用、地球温暖化防止の効果が大きい技術を中心に、環境配慮の設計の推進等、下流対策から、上流対策へ、リサイクル中心からリデュース・リサイクルを中心へと、国際的な動きをにらみつつ、必要な3R技術の高度化を図っていく。その際、産業競争力、法規制との整合性、社会システムとの適合性、及び規格化・標準化等の社会的要因に関することも念頭に置きながら、技術の高度化を図る。

⑧ エコタウン

平成16年度からリサイクル施設整備事業(ハード事業)においては、リサイクル技術の先導性に加え、地域の産業インフラ、人材、技術、市場等の地域資源を有効に活用した、より高い事業安定性と持続可能性を有する事業について支援する等、制度の変更を行った。また、補助金交付施設の現状の把握、評価を行い、新たな課題に対応できるよう検討を行っていく。

(2) 循環ビジネスの振興に向けた取組

今後は、循環ビジネスに携わる中小企業等の経営層、管理者層及び実務者層のニーズを的確に把握し、研修内容を適宜改善していく。

また、3R関連設備の導入促進においては、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行っていく予定。

(3) 国際的な資源循環システムの構築

アジア各国における循環型経済社会構築に向けた基盤整備等への協力・支援や資源有効利用を極大化した高度な循環型経済社会の追求、確実性・信頼性に裏付けられたトレーサビリティの確保等が課題として挙げられる。

また、アジア各国との政策対話や調査事業等を通じて、環境汚染の拡散防止および資源消費量抑制によるアジア域内における資源の有効利用を促進するための施策立案を行っていく。

3. 環境負荷物質対策

(1) 化学物質の安全性に関する事前審査等の着実な推進

科学的知見に基づいた化学物質管理政策を構築し、化学物質管理の実効性及び効率の向上、効果的なリスクコミュニケーションと適切な自主管理の確保を図ることをもって、化学物質による環境汚染の防止と社会便益の向上の両立を図る。

また、化学物質に係る有害性試験やリスク評価等の基盤を国際的な整合性を確保しつつ構築し、より合理的で効率的な化学物質規制体系となるべく、所要の検討を行う。

(2) 化学物質のリスク等に関する科学的知見の充実

化学物質に係る有害性試験やリスク評価等の基盤を国際的な整合性を確保しつつ構築していくとともに、ナノ粒子の特性評価等の新たな課題に対しても的確な対応を図る。

(3) 事業活動によって生じる環境負荷物質への対策

今後とも、環境負荷低減に向けた最適な施策を講じることにより、大気、水質、土壤などの環境基準の達成、また、適正な廃棄物処理体制の構築を目指す。

具体的には、VOC の排出抑制に向けて法的規制と自主的取組のベストミックスが求められているところ、産業界の自主的取組を促進するための施策を行う。また、PCB については、低濃度の PCB 含有製品が発見されたところ、今後、低濃度 PCB 廃棄物の適正処理の在り方について、関係省庁と連携しながら検討を進める。また、引き続き、産業界の取組を促進するため、環境対策の技術開発を進めるとともに、財政的な支援を行う。

4. 環境に配慮した事業活動による新たな価値創造

(1) 環境に配慮した事業活動の促進

引き続き環境に配慮した企業経営を促進するための施策を着実に実施するとともに、LCAの分析手法を活用した環境に配慮した製品設計への取り組みやエコリーフの更なる普及促進策を含め、企業の対策が社会的に公正に認知される仕組みや考え方を検討する。また、企業の環境に配慮した事業活動の動向をみつつ、施策の有効性を点検し、いかなる支援措置が適切か検討する。

(2) 環境ビジネスの創出支援

引き続き地域を中心とした資源循環型の社会形成を推進するための施策を着実に実施するとともに、新たなビジネス・モデルの調査研究を行うなど、環境ビジネスの振興に有効な施策を行う。また、内外の環境ビジネスの動向を把握し、施策の有効性を点検し、いかなる支援措置が適切か検討する。

また、ESCO事業の積極的な活用を促進するため、従来の施策を講じていくとともに、ESCO事業に対する政府系金融機関からの融資については、実需の分析を行い、現在の状況に応じた制度設計を行うとともに、事業者への周知を行う。

さらに、経済産業省総合庁舎において、国の施設として初めてESCO事業が実施されているところであるが、今後、他省庁庁舎におけるESCO事業の導入を促進している必要があり、積極的な普及促進に努める。

5. 環境分野における国際協力の推進

地球温暖化対策の推進には、米国・途上国も含めた主要排出国が参加し、長期的・地球的視点に立ち、実効ある具体的行動を促す仕組みが今後は必要である。米国や途上国との排出削減への取組と国際的な枠組みへの参加を促していくためには、途上国における排出削減プロジェクトへの先進国の協力を促進する仕組みなど、参加国にとって魅力ある枠組みとすることが必要であり、米国・途上国を含めた全ての国が参加する共通ルールの構築に向けて、国際的議論に貢献していくことである。また、このような仕組みにおいて、わが国が有する省エネルギー技術が有効かつ積極的に活用できるようにすることが重要である。

IV 環境基本計画の見直しに対する意見

今後の環境政策の展開に当たっては、以下のような視点が特に重要と考えている。

1. 政策目的の両立

安全、経済、雇用など他の政策目的との、あるいは環境政策の目的相互間の両立・整合性確保が求められる。(例えば、オゾン層保護の観点から引き続きオゾン層破壊物質の代替が課題となっているところ、現状では代替フロン等3ガスの使用が合理的である分野も存在することに留意し、オゾン層保護対策と地球温暖化防止対策との整合性を図る必要がある。)

2. 短期的効果と中長期効果の両立

地球環境問題など長期にわたる取組みが必要な課題については、短期的効果を目指す政策が中長期的効果を減殺しないよう配慮することが必要である。

3. ポリシー・ミックスの重視

分野ごとの実情をきめ細かく踏まえ、負担・コストを極小化しつつ最大の効果が發揮されるよう、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法など多様な政策手段を、その特徴を活かしながら有効に活用することが必要である。

4. 國際的連携・整合性の確保

原因と影響が地球規模にわたる地球温暖化への対策はもとより、資源循環システムの構築、環境負荷物質対策等を進める上で、途上国を始め国際的な連携・整合性を確保することが不可欠となっている。

5. 評価・見直しプロセスの重視

本年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画においては、各部門ごとに現時点において最も適切と考えられる施策に取り組むこととし、施策についての「評価・見直しプロセス(PDCA)」を重視している。

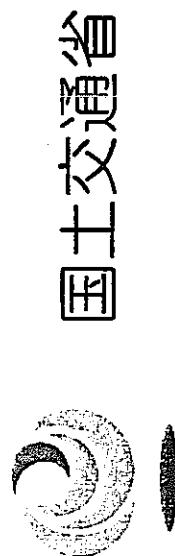
今後の政策展開に当たっては、既に講じた施策の成果、費用対効果等を十分点検した上で、新たな施策について、その政策全体の中での具体的な位置づけ、期待される効果、その及ぼす影響等を総合的に検討することが必要である。

6. 透明性の確保・情報の共有

地球温暖化問題は経済社会活動、国民生活全般に深く関わり、すべての主体に関係する。また、他の分野でも、科学的知見が十分でなかつたり、不確実性のある段階での対応が検討されるケースが増加している。施策を講じるに当たり、その時点で得られている科学的知見その他の情報を幅広く、かつ、わかりやすく伝え、国民の十分な理解・協力を得る必要性が高まっている。

国土交通行政における環境政策の取組み

平成17年10月



国土交通省環境行動計画 — 土地交通行政のグリーン化を目指して —

基本的な考え方

平成16年6月策定

環境の保全・再生・創造は国土交通行政の本来的使命

4つの視点

- (1)行政の全段階を通じた環境負荷の低減
- (2)広域・流域の視点の重視
- (3)施策の総合的・集中的投入
- (4)国民各界各層との連携・協働と情報の共有化の促進

6つの改革

1 社会資本整備におけるライフサイクル・マネジメントの導入

- (1)計画決定プロセスにおける環境の内在化
- (2)グリーン・バンкиングシステムの構築等環境の再生・創造を行う
- (3)社会資本整備の推進
- (4)アセットマネジメントの導入

2 環境負荷の小さい交通への転換

- (1)グリーン物流ノードナーシップ会議を通じた取組の推進
- (2)環境的に持続可能な交通(EST)モデル事業の実施
- (3)東アジア交通連携を通じた環境への取組み

3 環境に対する感度の高い市場の整備

- (1)ストック重視の住宅・建築物市場のグリーン化総合戦略の推進
- (2)環境にやさしい経営の促進

4 持続可能な国土の形成

- (1)全国海の再生プロジェクトの推進
- (2)水と緑のネットワーク化計画(仮称)の推進
- (3)水・物質循環システム健全化プログラム(仮称)の推進
- (4)「海洋の健康診断表」の提供

5 循環型社会の形成

- (1)建設工事のゼロエミッショナリ化
- (2)木材リサイクル市場拡大戦略の推進
- (3)FRP船リサイクルシステムの構築
- (4)リサイクルポート高度化プロジェクトの実施

6 目標の実現力を高める推進方策

- (1)トップランナーに対する集中的な支援
- 環境の切り口から意欲ある者(トップランナー)の具体的な取組に対する支援(モデル事業の公募)
- (2)国土交通省の率先的取組
- (3)観測・監視体制の強化及び研究・技術開発の推進
- (4)行動計画の計画的実施と推進状況の点検